

## 第5章 環境影響検討の項目

### 5.1 環境影響検討の項目

環境影響検討の項目を表5.1-1に示します。

環境影響検討の項目選定にあたっては、「工事の実施」段階における影響と「土地又は工作物の存在及び供用」段階における影響に分け、ダム事業<sup>1</sup>、放水路事業<sup>2</sup>、道路事業<sup>3</sup>の各省令に示されている参考項目を勘案し、連絡導水路の特性及び地域の特性を踏まえ、本事業における影響要因と環境要素の組み合わせにより選定しました。

なお、「木曾川水系連絡導水路環境レポート（検討項目・手法編）」には影響要因として建設発生土の処理の工事及び建設発生土処理場の跡地の存在を記載しましたが、事業者自らが、建設発生土の処理場を設けず、他の事業での利活用を図るなど適切な処理を行うこととしたため、影響要因から除きました。

表5.1-1 環境影響検討の項目

環境要素の区分		影響要因の区分		
		工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	
		トンネル等 の導水路 工事	トンネル等 の導水路 存在	トンネル等 の導水路 供用
大気環境	大気質	粉じん等		
	騒音	騒音		
	振動	振動		
水環境	水質	土砂による水の濁り		
		水温		
		富栄養化		
		溶存酸素量		
		水素イオン濃度		
	地下水の水質及び水位	地下水の水位		
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質		
動物		重要な種及び注目すべき生息地		
植物		重要な種及び群落		
生態系		地域を特徴づける生態系		
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		
廃棄物等		建設工事に伴う副産物		

：環境影響検討の項目として選定する項目を示しました。

生態系では、迷入(特定外来生物の拡散を含む。)についても取り扱いました。

動物では、アユは地域を特徴づける代表的な種として取り扱いました。

\*1 ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに該当項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号)

\*2 放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに該当項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年建設省令第12号)

\*3 道路事業に係る環境影響評価の項目並びに該当項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年建設省令第10号)

## 5.2 環境影響検討の項目の選定理由

環境影響検討の項目として表5.1 - 1に示した項目を選定した理由を以下の表5.2-1に示します。

表5.2-1(1) 環境影響検討の項目の選定理由(1/2)

項目		選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気環境	大気質	工事の実施	取水施設・導水路トンネル等の工事による建設機械の稼働に伴う粉じん等により生活環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として粉じん等を選定する。
	騒音	工事の実施	取水施設・導水路トンネル等の工事による建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う騒音により人の健康と生活環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として騒音を選定する。
	振動	工事の実施	取水施設・導水路トンネル等の工事による建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う振動により人の健康と生活環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として振動を選定する。
水環境	水質	工事の実施	取水施設・導水路トンネル等の工事による濁水の発生や、コンクリートからのアルカリ分の流出により生活環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として土砂による水の濁り及び水素イオン濃度の2項目を選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	取水施設・導水路トンネル等の供用により、徳山ダムからの補給、揖斐川からの取水、長良川、木曾川への放水が行われ、揖斐川、長良川、木曾川の水温・水質が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として水温、土砂による水の濁り、富栄養化、溶存酸素量及び水素イオン濃度の5項目を選定する。
	地下水の水質及び水位	工事の実施	取水施設・導水路トンネル等の工事により地下水の水位が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として地下水の水位を選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	取水施設・導水路トンネル等の存在により地下水の水位が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として地下水の水位を選定する。
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	土地又は工作物の存在及び供用	取水施設・導水路トンネル等の存在及び供用による土地の改変等により、重要な地形及び地質が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として重要な地形及び地質を選定する。
動物		工事の実施	取水施設・導水路トンネル等の工事により土地の改変等が生じるとともに、重要な種及び注目すべき生息地の生息環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として重要な種及び注目すべき生息地を選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	取水施設・導水路トンネル等の存在及び供用により土地の改変等が生じるとともに、重要な種及び注目すべき生息地の生息環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として重要な種及び注目すべき生息地を選定する。 なお、アユについては、地域を特徴づける代表的な種として取り扱う。

表5.2-1(2) 環境影響検討の項目の選定理由(2/2)

項目		選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
植物	工事の実施	取水施設・導水路トンネル等の工事により土地の改変等が生じるとともに、重要な種及び群落の生育環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として重要な種及び群落を選定する。
	土地又は工作物の存在及び供用	取水施設・導水路トンネル等の存在及び供用により土地の改変等が生じるとともに、重要な種及び群落の生育環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として重要な種及び群落を選定する。
生態系	工事の実施	取水施設・導水路トンネル等の工事により土地の改変等が生じるとともに、地域を特徴づける生態系が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として地域を特徴づける生態系を選定する。
	土地又は工作物の存在及び供用	取水施設・導水路トンネル等の存在及び供用により土地の改変等が生じるとともに、地域を特徴づける生態系が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として生態系を選定する。 なお、取水施設・導水路トンネル等の供用による迷入(特定外来生物の拡散を含む。)に伴い、地域を特徴づける生態系が影響を受けるおそれがあるため、生態系では迷入(特定外来生物の拡散を含む。)についても取り扱う。
景観	土地又は工作物の存在及び供用	取水施設・導水路トンネル等の存在による土地の改変等により主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観を選定する。
人と自然との 触れ合いの活動の場	工事の実施	取水施設・導水路トンネル等の工事による土地の改変等により人と自然との触れ合いの活動の場が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として主要な人と自然との触れ合いの活動の場を選定する。
	土地又は工作物の存在及び供用	取水施設・導水路トンネル等の存在及び供用による土地の改変等により人と自然との触れ合いの活動の場が影響を受けるおそれがあるため、環境影響検討の項目として主要な人と自然との触れ合いの活動の場を選定する。
廃棄物等	工事の実施	取水施設・導水路トンネル等の工事による建設発生土等の建設工事に伴う副産物が発生するため、環境影響検討の項目として建設工事に伴う副産物を選定する。